

昭和五十二年八月招集

第一回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	一
場所	一
出席議員	一
欠席議員	一
出席説明員	一
出席事務局職員	一
議事日程	二
開會	二
議長の報告	二
議案の配付	二
會議録署名議員の指名	二
会期の決定	二
提案理由の説明	二
議案第五十三号	三
議案第五十四号	五
議案第五十五号	一
議案第五十六号	一
議案第五十七号	一
閉會	一五
本日の會議に付した事件	一六

昭和五十二年八月十七日(水曜日)午前十時
 一、館山市役所議場

出席議員二十九名

- | | |
|-----------|------------|
| 一番 吉田 勇治郎 | 二番 伊藤 幸太郎 |
| 三番 穴戸 寿夫 | 四番 押元 稔 |
| 五番 黒川 平治 | 六番 鈴木 正義 |
| 七番 本間 昭二 | 八番 松下 正己 |
| 九番 鈴木 稔 | 一〇番 流山 源次郎 |
| 一番 近藤 好雄 | 一二番 栗原 一雄 |
| 一三番 林 豊 | 一四番 石井 輝久 |
| 一五番 辻田 実 | 一六番 安西 益男 |
| 一七番 石井 武敏 | 一八番 渡辺 軍治郎 |
| 一九番 渡辺 昭夫 | 二〇番 和田 一郎 |
| 二二番 五十嵐 昇 | 二三番 菊井 敏博 |
| 二四番 西村 真次 | 二五番 伊賀 多朗 |
| 二六番 藤田 益治 | 二七番 速山 ヨネ子 |
| 二八番 石井 正 | 二九番 望月 照正 |
| 三〇番 山口 康 | |

欠席議員 一名
 二一番 田中 祿郎

- 出席説明員
- | | |
|-------------|-------------|
| 市長 半澤 良一 | 助役 吉野 茂樹 |
| 収入 役 長谷川 広治 | 市長公室長 小倉 澄男 |
| 人事課長 太田 博雄 | 庶務課長 綱島 憲治 |
| 財政課長 山田 俊康 | 建設課長 飯田 治男 |

教育長 安田 豊作
出席事務局職員 庶務施設課長 汐崎 政光

事務局長 高尾 豊
書 記 兵藤 恭一 書 記 鈴木 敏夫
書 記 庄司 徹 書 記 福田 英雄

一、議事日程

昭和五十二年八月十七日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第五十三号 工事請負契約の締結について、

日程第四 議案第五十四号 工事請負契約の締結について

日程第五 議案第五十五号 工事請負契約の締結について

日程第六 議案第五十六号 議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

日程第七 議案第五十七号 館山市教育委員会委員の任命につ

開 会 午前十時二十七分開会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十九名、これより昭和五十二年第一回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長（吉田勇治郎君） 本臨時会議案審議のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり

り出席報告がございましたので、御了承願います。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはございませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

四番議員押元 稔君、二八番議員石井 正君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日というところであります。

お諮りいたします。会期を一日と決めますことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決しました。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき、市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 暑さの厳しい折、急遽第一回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方に置かれましては御多忙の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

今回、急施を要する案件として御審議をお願いいたします案件は、工事請負契約の締結にかかわるもの三件、条例の一部改正一件、教育委員会委員の任命について一件でございます。

まず、議案第五十三号から五十五号まで一括して御説明申し上げますと、館山市立那古小学校及び館山小学校講堂の防音改築工事にかかわる工事請負契約の締結について、また老朽校舎解消のための富崎小学校及び同幼稚園改築工事にかかわる工事請負契約の締結についてであります。去る八月十一日それぞれ指名競争入札を実施しましたところ、那古小学校第一期躯体工事につきましては指名競争入札により五千八十八万円をもって渡辺建設株式会社と、館山小講堂改築工事につきましては指名競争入札の結果落札しませんので、随意契約により一億八千四百五十八万円をもって株式会社計工務店と、また富崎小及び同幼稚園改築工事につきましては指名競争入札の結果落札しませんので、随意契約により一億九千二百五十万円をもって富士土建株式会社と、それぞれ工事請負契約の締結をしようとするものであります。

次に、議案第五十六号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正であります。本年七月二十二日地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布された関係か

ら、条例の一部を改正しようとするものであります。議会の議決に付すべき契約にかかわる基準のうち、工事又は製造の請負にかかわる金額を三千万円から九千万円に引き上げようとするものであります。

次に、議案第五十七号教育委員会委員の任命についてであります。目下一名欠員中の同委員の任命について市議会の同意を求めようとするものであります。

以上、各議案につきまして簡略な説明を申し上げましたが、詳細な説明につきましては関係課長をして説明させますので、何とぞ慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終ります。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で市長のあいさつ並びに説明を終ります。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第五十三号工事請負契約の締結についてを議題といたします。議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第五十三号 工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○庶務課長（網島憲治君） 議案第五十三号につきまして御説明をいたします。

今回、那古小学校防音改築工事第一期躯体の指名競争入札を八月十一日行ったわけでございますけれども、ここに書いてござい

ますように五千八十八万円をもちまして渡辺建設株式会社と請負契約を締結しようとするものであります。

この内容としましては、今回の建築するものは鉄筋四階建て千八百・五六平米、それに解体工事が三百八十七・九三平米、引き屋が三百九十八・五八平米を含んでおります。

この指名の基準といたしまして、市内業者につきましては館山市の建設工事入札参加適格者名簿のうちのAランクの業者、それから県内業者につきましては格づけがAランクであって、その総合点数が百点以上の業者、県外業者にあつては同じくAランクであつて、総合点数が二百点以上の業者、それにAランクにあつてその総合点数が二百点未満の業者のうち、館山市における建築工事に施工実績のある業者、県内での防音改築工事における指名実績が五回以上ある業者、こういうものを第一次選定基準といたしまして選定いたしました結果、百四十二社のうち三十七社にしぼつたわけでありませう。

第二次審査の基準といたしましては、市内の業者については客観点数が六十点、県内業者及び県外業者におきましては資本金額が設計金額の十倍以上の業者、県内における防音改築工事に指名実績のある業者、館山市の発注工事に指名実績のある業者、館山市内における建築工事に施工実績のある業者、このようにしぼつてみました結果二十四社が該当するわけでございます。

そのうち、三件工事がございませうので、防音校舎につきましては防衛庁の意向もございませうので十社ということで、那古小学校に十社、館山小学校に十社、富崎小学校、幼稚園につきましては金額も多うございませうので十二社、延べ二十四社のうちそのよう

に指名をいたしましたわけでございます。

その結果、那古小学校の防音改築工事第一期につきましては、渡辺建設株式会社が五千八十八万円で落札いたしましたので契約を締結しようとするものであります。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

○一八番（渡辺軍治郎君） ただいまの説明で三つの入札についてですが、そのうちの那古小学校の問題ですが、十社の指名競争入札で五千八十八万円ですか、この金額で落札された。市のほうの入札見込み額といひますか、最低価格といひますか、そういうものと契約の金額の差がどのくらいあるのか、その点ひとつお聞きいたしたいと思ひます。

もう一つ、これは三つの問題で関係することと思ひますが、最近白浜中学校の補修費といひますか、これが相当高額の――雨漏りやそういうものの修繕費がかさんで問題になつてゐるようですが、この原因が設計ミスと業者の請負関係にあるというように新聞には出ております。

また、京都のある市では業界との関係で、鉄筋コンクリートの鉄骨の原料といひますか、それとセメントの相当使用を省いたというようなことが問題になつて市長の辞職というような問題も出ております。

私たちは、議会で入札問題を審議する場合には、一応説明を聞いて設計から請負関係に至る経過とか、案とかというふうなもの

をチェックするということが議会でできないわけですが、この設計と請負との関係はいろいろと問題を起すようなものもありますし、先行き市が希望しているようなそういう条件にびたり合せてできるかどうか、そういうことが心配されるんですがそういう関係について設計、その他では問題はないのか、それとの今度は関係で請負をした場合監督とか、そういうようなことで目的どおりの工事が施行できるかどうか、そこらの点について御説明願いたいと思います。

○庶務課長(綱島憲治君) お答えを申し上げます。

第一点の予定価格ということでございますが、これは非常に微妙な問題でございますので、昨年も渡辺議員からそういう問題の質問がございました、結果とすれば、工事監督についてたとえば金額的に安かった場合、その分工事が手抜きをされるんじゃないかという質疑があったように思います。今回もそういう趣旨の質問だと思っておりますので、そういうことについてお答え申し上げたいと思います。

この設計する業者は防衛庁の指定業者でございます。しかも過去に何回かやっておる信用のおける業者ということになっておるわけでございます。

それから、今回の私どものほうとの予定した額との開きは、何ていいますか、微々たる額であったわけでございます。

それから、もう一つ設計の管理監督につきましては、設計事務所がやはり契約を結んでおりまして、万全を期しているわけでございます。

それから、建設課におきましても十分監督をするということに

なっておりますし、また防衛庁の関係でございますと、工事の完成につきましてはしばしば監督に見えますし、その検査と申しまうか、非常に厳しいものがありますので、御懸念のようなことはないであろうと私も感じております。

○議長(吉田勇治郎君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長(吉田勇治郎君) お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して採決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。

採 決

○議長(吉田勇治郎君) 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第四、議案第五十四号工事請負契約の締結についてを議題といたします。議案の朗読を願います。

(書記朗読)

議案第五十四号 工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○庶務課長（網島憲治君） 議案第五十四号につきまして御説明を申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたような事情で十社を指定いたしまして、八月十一日入札を行ったわけでございますが、この入札につきましては三回行いました結果落札がございませんでした。それで最低入札者である計工務店と一億八百四十五万八千円で請負契約を締結しようとするものでございます。

この関係につきましては、鉄筋平家建て八百三十一・八三平米でございます。

工期は三月十五日でございます。

質疑 応答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

○一五番（辻田 実君） 最初に二点質問いたしたいと思います。先ほどの説明の中でもってAランクの百点以上、二百点以上、こういうことで点数の説明があったわけでございますけれども、館山小の講堂防音についてもこの中から十社が選ばれたということでございますけれども、このAランクの百点以上とか、二百点以上というのは、点数はどうして出されるのか。この点について議会で初めて聞く名前でございますし、不勉強でもって、どういう基準になって、どういう意味を持つのか、ちょっとわかりません。

ので、百点、二百点という点数の説明をひとつお願いいたしたいと思います。

それから、二番目に小学校講堂の工期が三月十五日ということでございますけれども、きょうここで承認してこれ以降契約に入ると思うんですけれども、見ますと館山小学校の講堂は一部解体というんですか、に入っておるんですけれども、あれは結局どういうことなのか。

というのは、この入札価格の中に、那古小学校の場合には解体作業を含めて契約に入っているということでございますけれども、この中には解体は入っているのか、入っていないのか。この点をひとつ御説明をいたしたいと思います。

以上、二点についてとりあえず質問いたします。

○庶務課長（網島憲治君） 最初の第一点の点数の算出方法でございますが、規程で、館山市建設工事等入札参加者資格審査規程というのが条例集の中の一四〇七の三にございます。

その中で、数値がいろいろ、方式がここにいろいろ書いてございますが、大変複雑になっておりますので、これをお読みいただければわかると思うんですが、一例を申し上げますと、主として請負う建設工事の種類別年間平均完成工事高が三百億円以上というのが数値として百十二、あるいは二百億円以上三百億円未満が百二とか、工事の完成工事高が三十億円以上四十五億円未満が十五だとか、そういうふうな、あるいは資本金、あるいは設備、そういうものを点数換算の方法でここに書いてございますが、そういうもので算出したものでございます。

そういうことで、総合的に数値を掛け合わせまして、その会社

の能力といえますか、そういうものを点数に換算して決めたいものでございます。よろしゅうございませうか。

○庶務施設課長（汐崎政光君） 二点目の御質問にお答え申し上げます。

この工事請負契約の中には解体経費入っております。

それから、ただいま解体というふうな御意見でございましたが、これは市のほうにおきまして他の学校管轄の資材といたしました活用し得ますものを、現在市の管轄手をして一部除かしていただいているというのが現状でございます。

○一五番（辻田 実君） 再質問いたします。

この点数についてですけれども、能力の判断ということでございますけれども、資本金等が大きいと自然点数が多く出てくるということでございますけれども、という意味で、この点数と工事の確実性といえますか、堅実性というものとの関係はどうなのか。このランクは、この種のものに通常使われているのか。

議会としては、この点数が出るのは初めてのように記憶しておりますので、この点議会の立場でこの点数の高いということはこういった面の堅実性とか、確実性というような意味で——たとえば何十億の工事をやる場合には別にして、小学校講堂等の工事について一億前後のものについてこのランクがかなり有効的なのか、こちらへんは一般的にはどう利用されているのか。これは初めての説明でわかりませんので、一般的にはこの点数はこういう中で有効的に使われるのかどうか。この点について説明していただきたい。それから、二番目にいま館山小学校のほうの講堂を一部他の施設利用に——解体というんですか、利用しているということ

でございますけれども、解体契約の途中においてこういう状況が発生しますと、解体というんですか、破損というんですか、そういう状況の中で物体の確定というものが若干狂ってくるんじゃないかという疑念もするんですけども、こういうことはどうなのか。これは、要するに入札が行われた時点からその後においてなお継続されているということになりますと、いま壊しているもの状態で契約するのか、壊したものが終わったのちの状況でもって入札になるのか。この時点がしっかりしないと、物体そのものに変動がきているわけですから、大なり小なり、この点はこういうことがいいのか悪いのか、価値判断しなければなりませんので。

そこで、これが館山小学校を一部取り壊している。——私が見ていると取り壊している状態なんですけれども、取り壊しているという状態以前の金額で計算したのか。解体している後の状況との時点をどこでとらえた契約なのか。解体料の金額のつかんだ時点、これを教えていただきたい。

同時にもう一点追加して質問したいわけでございますけれども、先般の議会において館山小学校の講堂については、建設しますと非常に半年ぐらゐの期間がかかるので、あそこでいろいろなクラブ活動、教育活動がなされておるので、この代替えを何とかしてもらえないかという質問をいたしましたわけでございますけれども、これについて教育委員会のほうの答弁として、一部から屋上を利用しての何か便宜的な処置はないかという意見もあります。そういった面については今後検討してまいりたい、こういう答弁がなされたわけでございますけれども、この点についてはどのような検討がなされたのかということをお伺いしたいわけでございます。

す。

と申しますのは、この夏休みの期間において八月の下旬にあそ
こで剣道クラブ等の合宿がなされるといふ中、さらにその他の行
事もたれておりますけれども、講堂が現在使用できない状況に
いつの間にかなっております。現実的に使用できないんです。そのた
めに幾つかのクラブが二中を借りたり、ほかの場所を利用しなけ
ればならぬ、こういう状態が出てきておる。

この点について、私は何か先般の議会の答弁が——検討して善
処したいという答弁がどのようになされたのかどうか。一部屋上
を利用して云々というような答弁もあるわけでございますけれども
も。これらを勘案して、契約以前に講堂が使用不能な状態に取り
壊されておるといふ現実はどういふことなのか。この点について
御質問をいたしたいと思っておりますので、ひとつ簡明なる御答弁をお
願いたします。

○庶務課長（網島憲治君） 最初の点数がどのように利用されてい
るかということでございますが、この基準をつくったのはたしか
五十年というふうに記憶しておりますが、現在のところ入札につ
きましてはこのランク——A、B、C、Dとございますが、この
ランクによって行っております。

それから、大手のものについての、こういうものに対する判定
がどうかということでございますが、もちろんこれにも適用いた
します。そしてなお館山市内の工事実績——いわゆるその会社で、
行いました工事の実績がある会社を指名するときにはそういうもの
のを重要視いたしまして、そういうものを選びます。ですから全
部点数によるということではございませんで、あくまでもこれを

参考にいたしまして、最終的には一番間近にある市内に工事の実
績のある会社を選んで指定いたします。

特に、館山市が発注いたしました、たとえば市民センターであ
るとか、庁舎であるとか、そういったものを施工した業者が当然
選ばれてくるということになります。ただし、その中でも業者に
よってはあとの工事の結果がよくないという業者もございませ
ぬ、そういう点については勘案いたします。

そういうことでございますので、このランクはあくまでもそう
いうようにして使用させていただきます。

○庶務施設課長（汐崎政光君） 二点目の御質問にお答え申し上げ
ます。

工事請負契約の時点はいままでありました講堂そのものの解体
契約を含んでのものでございます。

ですから、契約の締結前に市で宮継のための資材を抜き出すと
いうことにはいろいろ問題があるかと思われれますが、従来業者
の決まりました段階で市のほうにもらいたたいものは業者と話し合
いを進めてまいったわけでございますけれども、この解体工事を
夏休み中にできるだけ済ませたいといったような時期的な問題が
ございましたので、無断でそのような処置をとってまいったのは
遺憾である——市のほうで抜き出しますのに時間的な余裕がな
かった、このような処置をとりましたことについては、問題の
ありますことを反省いたします。

それから、三点目の現在の講堂利用がし得なくなった場合の処
置についてでございますけれども、現在の館山小学校の講堂の床、
あれを何とか利用して、現在講堂で使用しているもろもろの活動

を他に移してできないか。このように地域から要望もございましたし、しますので、考え検討したわけでございます。その結果現在の床は一応はがしますと、その床材を利用しての運動、そういったものは多分な危険の伴うということが明らかになりましたので、検討はしたわけですけれども、その床材の再利用はしない、このように方向づけたいわけでございます。

そうして、学校において現在各学級とも週一時間講堂を利用してはいるわけでございますが、その体育の時間ではできるだけ晴天の日は校庭で展開してもらい、雨天の場合は保健学習、あるいは保健指導等を普通教室で実施してもらおうよう学校側と話し合つて現在に及んでおります。

それから、スポーツ少年団の剣道クラブがあそこを利用していますが、これまでいろいろの活躍の実績を示してきているわけですが、これらにつきましては夏季休暇中にありましては一応二中の武道館を借りてその継続をお願いし、九月以降にありましては過日このクラブに関係しております人と水産高校を何とか借用できないだろうかというふうな話がございましたので、ともどもこの交渉をしてみたい、このように考えております。

○一五番(辻田 実君) この点数のことですけれども、この点数使用というものは、五十年制定以降かなり使っておつたものなのか。この説明としては初めて説明があつたわけですが、今後この点数というのはいかにどうした状況の中に運用されていくという状況のものなのか。今回に限って、特に趣旨説明の中でなされたわけでございますけれども、今回に限つたものか。この点について御意見と申しますか、所見を伺いたいと思つております。

それから、いまの館山小学校の講堂の問題ですけれども、私は第一点目に、委員会のほうからの答弁については反省ということと言われると恐縮なんですけれども、ああいうものを利用するということについては結構なんですけれども、問題はむしろ後段の、あそこが使えなくなつたということに對するかなりの不満があるわけですね。学校の先生方にもありますし、これは表立っては教育委員会には言えない立場が教育委員会と教師という立場にあるような感もいたしますので、直接に出でこないかと思つてすけれども、その点について率直に言ひまして、あそこが使えなくなつた、そして聞くところによると、あそこを床を利用して何かやつてもらえるんじゃないかという期待が若干一部の教師だとか、父兄にあつたわけですね。それがそうじゃないところに持つて行かれました。それで夏休みの計画もだめになつた。こういうことは非常に教育委員会と現場と、それからそれを取り巻く父兄とこういう中でもって釈然としないものがあるわけなんです。現に、八月の初旬の祭礼のときも、館山神社の境内の一部に館山小学校の床を持ってきて置かして利用させてもらえないかというふうな意見も一部の父兄の中から出されておつた。祭礼委員の人たちもそれはいいいっべ、いま館山神社の境内が無断駐車でもつてやたらに使われて困るから、そういうものを使って永久的な施設になればいいんじゃないかという話まで出ておる。ここにも市議員がいるからよろしく頼むというふうなこつた意見も出て、その点については検討の余地もありますねと言つてはいる矢先に、いつの間にか行つてみたら取り壊し始めて、館山小学校使えないじゃないか、こういうことが矢つぎばやに出てくる。これは一つ

の不信です。

やはり、そのところを愛情をもって、基本的というんですか根本的な問題はあそこを少しでも利用したい、夏休みという有効な期間使いたい。それが工事契約のない中でもって取り壊されていっちゃう。それにもまして館山小学校外に持って行かれちゃうということに対しての反発が何か異常な形できている。この点について私は特にここで言及したかったわけで、この前の議会においても私は代替がないので困るのでどうしてもらえるかということについて要望を出してある、それについては検討して善処していくように努力しますという答弁がなされてある、それが議場の答弁の中で済んでしまつて現実に出てきてない。

事実、館山小学校が二十日から剣道でもって二中を使うことになっております。それについても私一週間ほど前に小学校の育成会の会長から二中講堂を借りられるように手続きをとってもらえないかということでもって話があつて、二中の校長に会おうと思つていたんですけれども、向こうも夏休み中いろいろ行事があつて会えなかつた。きょう午前中電話してみましたら、校長おまして、ああそうかいということでもって、私は聞いてないけれども事務のほうを見てもみましょうということ、二十日の午後と、それから二十一日の午前中使うことになっているから、ああいいですよ、こういう回答があつたという状況。

水産学校云々も一部から出ている、そういう点についても話が十分教育委員会で責任をもつてやられておるのかどうなのか。何か父兄のほうもそっちこち自衛隊云々とか、いろいろなところをかけ回っているという状況があつて、そういう点についても教

育委員会とか、そういうところで一向に心配してくれないという意見が——意見です、あるわけでして、その面にこたえる状況というのは、講堂の撤去の方法一つについても、何かそういう剣道部とか使っているそういうものとの話し合いのなされないままに一方的に入るというような感もするわけで、そういう点については今後気をつけてもらいたい。

利用についてはどの程度やってもらえるのか、再度御質問いたしたいと思ひます。

○ 庶務課長（綱島憲治君） 第一点目の指名基準の関係でございますが、これができましてから以来ずっとこれでやっております。将来もこれに従つて指名をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○ 庶務施設課長（汐崎政光君） 二点目の件でございますが、学校といろいろ協議の中で支障のないよう処置してまいりたい、そのように考えております。

○ 一八番（渡辺軍治郎君） 説明では十社の競争入札が三回行われただけでも、落札者がなかつた。それで計工務店と隨意契約ということになっておりますが、入札の見込み価格まで落札がなかつたということ、結局隨意契約では話し合ひでやつていふことと思ひますが、先ほども申し上げました見込み価格との差額がどのくらいなのか。

結局、入札者がなかつたということは、それだけの、それ以上の額では保証できないというような関係が出てきていると思ひますが、そういう経過についても若干お伺ひしたいと思います。

○ 庶務課長（綱島憲治君） 実際問題とすると、一億八百四十五万

八千円の中での私どものほうの予定した価格というのは極めて接近した額で、まあわれわれの常識からいきますと、そう問題にする額ではなかった、それだから話し合いができたということになります。と申しますのは、予定価格というのを現在のところ公表してはいないわけでありまして、したがってそれに関連をしましてまいりますので、その程度でひとつ御了承いただきたいと思えます。金額的には本場に徴々たる金額であったわけです。しかし、それは予定価格よりは高かったたので落札はなかった、こういうこととでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、議案第五十五号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第五十五号 工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

○庶務課長（網島憲治君） 先ほど申し上げましたような基準に従

いまして十二社を指名をいたしまして入札したわけですが、これも三回入れいたしました。したがって不調に終りまして、落札者がなかったわけでございます。したがって最低入札者である富士土建株式会社と話し合いの結果、随契でお願いしたわけでございます。

規模といたしましては、鉄筋二階建て千八百八十六・八五平米、そのうち小学校部分が千六百三十六・八五平米、幼稚園部分二百五十平米でございます。工期は三月十五日でございます。

以上。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

○一八番（渡辺軍治郎君） 随意契約の問題については、先ほどの説明で、大体それと同じような経過なのかどうか。

それと、さっきAランクの選定基準というものが示されて、

その中には入っていると思うんですが、富士土建株式会社という学校関係の建築では私初めて聞くようなわけですが、実績といたしますか、そういう点で信頼できるようなそういう会社なのか。これはただランクの数字だけ二百点以上とか、そういうことでなしに、実際に工事をした実績とか、そういうものがどの程度のものか、そういうものをひとつお聞きいたしたいと思います。

○ 庶務課長（綱島憲治君） 富士土建は市が発注しましたものに現在の消防署がござります。それと水産学校を建築をいたしております。そのほかにも市内各所に——ちょっとここで具体例を持ち合わせておりませんが、県下の高等学校の工事をかなりやっているはずであります。

以上でございます。

○ 議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○ 議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○ 議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○ 議長（吉田勇治郎君） 日程第六、議案第五十六号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第五十六号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○ 議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○ 庶務課長（綱島憲治君） 議案第五十六号について御説明をいたします。

これは昭和五十二年七月二十二日公布、施行されました政令第二百四十号に基づく条例改正をお願いするわけでございます。

内容といたしましては、地方自治法の九十六条の五に議会の議決を要する——条例により議会が議決するものの中の契約に関する部分の金額の基準が今回改定されたわけでございます。それに従いまして、いままで三千万円以上は契約をする場合に議会の議決を要する、こういう条例になっていたわけでございますが、こ

れをこの政令二百四十号に基づきまして三倍の九千万円まで、九千万円以上を議会の議決に付するというような条例の改正でございますが、これは現行の条例が昭和三十九年に施行されましたもので十三年を経過しているわけでございますが、今回政令がそのように改正をされました、それに従いまして改正をしようとするものでございます。

ちなみに、今回の改正によりますものは、都道府県におきましてはいままで一億円以上だったものが三億円以上、指定都市におきましては六千万円であったものが一億八千万円、それから市におきましては三千万円であったものが九千万円、町村におきまして一千万円であったものが三千万円に改正をされるわけでございます。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

○一八番（渡辺軍治郎君） この条例は結局政令によって基準が変わったということで提案された。大体これは三倍になっているということは、三十九年の制定で十三年たっているという経過からという説明ですが、地方自治法でこういう金額の制限をしているという問題は、この精神ですね、これは一応工事契約とかそういうものが何で言いますか、専決処分のような形でやられるというようなことに対して議会の権限を相当強める、議会を無視できない、そういうような立場から金額というものが決められたと思うんです。

年数的な、経過的なそういうものはあったとしても、一挙に物

価の関係とか、そういうようなあれから言って三倍というような数字は、この条例制定の精神から見れば、ただそういう関係からだけで問題は判断できないのではないかと。要するに議会の権限をどう見るのか、地方自治法の精神に基づいてそういう問題をどのように考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思えます。

○庶務課長（綱島憲治君） お答えをいたします。

そういう精神を踏まえての改正でございます。

これは、物価の変動、あるいは現在の諸般の情勢からそのように判断をされて改正を国がしたわけでございます。

そして、この金額を下回る改正というのはいけないという解釈でございます。したがって、これはこれ以上のものでないという解釈は、いわゆる渡辺議員がおっしゃるような地方自治法の精神から言っているいは誤りであるということが言えるかも知りませんが、けれども、この改正はそういう条件を踏まえての改正であり、またこの金額を館山市が八千万円以上というふうな条例の制定はできないというふうな法律解釈でございます。

○一八番（渡辺軍治郎君） 条例の精神を踏まえてというふうな説明ですが、数字的に見てもはっきりとして三千万円を九千万円にするということは、議会の権限をこれはある程度縮めるということにつながると思ひんです。

こういう請負契約とか財産の取得、そういうような問題は非常に重要な問題ですから、それで制限が付されている。三千万円から五千万円ぐらいというふうな数字だったらある程度理解もできますが、三倍といえますと——各指定都市とか、みんな三倍になつていてというふうな関係で三倍になつていてと思ひんですが、

議会の権限を縮小するということにつながることは間違いないわけですよ。

ですから、こういう重要な財産関係に影響するような問題については、できるだけその限度額を引き上げるのではなくて、最小にやはり押さえていくというのが自治法の精神だと思っております。要するに議会がチェックしていくというそういうものは、議会の権限をあくまでも尊重するというのがたてまえになっていると思っておりますが、そういう点ではたゞいまの説明では私は了解できません。

○庶務課長（網島憲治君） 申し上げますが、先ほど申し上げましたように、これは館山市が独自で改正をしたものではないわけです。政令がそのようになって、政令では市は九千万以下というふうな制定はできないということなんです。ですから、館山市が八千万、あるいは渡辺議員がおっしゃるように五千万以上を議会の議決に付するという条例の改正はできないということなんです。これは政令でそういうふうになっているわけでございますので、館山市がこれをせめて六千万ぐらいにとどめようというふうなこととはできないというふうな注釈付きのものでございますので、むしろそういうことを決めることが違法になりますので、そういうとり方をするわけでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

討 論

○議長（吉田勇治郎君） 討論に入ります。

○一八番（渡辺軍治郎君） たゞいまの質疑の中で、私が五千万ぐらゐと、金額をもっと低くというふうなことを言いましたけれども、政令に反するからできないんだということで、その問題についてはわかりませけれども、問題はやはり議会の権限を、われわれ議員とすれば議会の権限を縮小するということについては、これは非常に議会の権威という点からみて、これは問題があると思っております。

ですから、内容云々ということじゃなしに、政令で決められたこういうものについて、非常にそういう点では議員として不安があるわけです。了承できないというそういう問題があるということとは先ほども申し上げましたように議会の承認を得るということでは、議会の権限をかなりそういうことでは強めていかないと問題が起こるということで、金額とすればいまの情勢からみたら三千万というのは低いかもしれぬ。

しかし、こういう条例を改正するということは、やはり議会の権限を縮小するということで、専決処分でどんどんやれるというふうな状況をつくるということについては、これは議会のチェックなしにできるわけですから、そういう議会の権限を縮小すると

いうよりなこういう議案に対しては政令で決まったとしても賛成することはできないという事で反対いたします。

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。——討論なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案を原案どおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数であります。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第七、議案第五十七号館山市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第五十七号 館山市教育委員会委員の任命について

議 案 の 内 容 説 明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 現在欠員中の館山市教育委員の後任として、関 和雄君を最適任と信じ、任命いたしたいと存じますので、満

場の御賛成をいただきます。

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案については委員会付託並びに討論を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

教育委員会任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって教育委員会任命について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

閉 会 午前十一時二十四分閉会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で本臨時会に付議されました案件は議了されました。

よって、これにて第一回市議会臨時会を閉会いたします。

○ 本日の会議に付した事件

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

三、 議案第五十三号乃至議案第五十七号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長 吉 田 勇 治 郎

館山市議會議員 押 元 稔

館山市議會議員 石 井 正

